

分類表

(医療、福祉)

【13】企業調査票第2面「17 建設、サービス収入の内訳」については、この分類表を参照し、回答してください。

● 調査票への記入方法 1

以下の「サービスの種類」は、調査票第1面の「9 企業全体の事業別売上（収入）金額」の事業別内訳と対応しています。

⑦ 不動産事業の収入		
● 不動産サービス	2
⑩ 医療、福祉事業の収入		
● 医療サービス	2
● 保健衛生サービス	3
● 社会保険事業サービス	3
● 社会福祉・介護サービス	3
⑮ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入		
● 技術サービス	3
⑰ 上記以外のサービス事業の収入		
● 各種団体・組合における賦課金・会費収入	4

以下の「サービスの種類」は、調査票第1面の「9 企業全体の事業別売上（収入）金額」の特定の事業別内訳に限定したサービスではありません。1ページの「記入上の注意」を参照してください。

● 寄付金、補助金、運営費交付金等 4

調査票への記入方法

記入例

○ 医療事業を営んでいるが、医療事業による収入を含め、以下の収入がある場合の記入例

・小売業による収入	100万円	(小売の商品販売額)
・1か月以上の住宅賃貸による収入	200万円	(不動産事業の収入)
・入院患者に行う公的医療保険適用の医療サービスによる収入	2,000万円	(医療、福祉事業の収入)
・入院患者に行う公的医療保険適用外の医療サービスによる収入	1,000万円	(医療、福祉事業の収入)
・外来患者に行う公的医療保険適用の医療サービスによる収入	7,000万円	(医療、福祉事業の収入)
・人間ドックによる収入	500万円	(医療、福祉事業の収入)



(1) 調査票第1面「9 企業全体の事業別売上(収入)金額」(一部抜粋)

事業別内訳	売上(収入)金額										
	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 農業、林業、漁業の収入											0,000
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入											0,000
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額											0,000
④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)											0,000
⑤ 小売の商品販売額									100		0,000
⑥ 建設事業の収入(完成工事高)											0,000
⑦ 不動産事業の収入									200		0,000
⑧ 物品賃貸事業の収入											0,000
⑨ 飲食サービス事業の収入											0,000
⑩ 医療、福祉事業の収入									10500		0,000
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入											0,000
⑫ 運輸、郵便事業の収入											0,000
⑬ 金融、保険事業の収入											0,000
⑭ 宿泊事業の収入											0,000
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入											0,000
⑯ 教育、学習支援事業の収入											0,000
⑰ 情報通信事業の収入											0,000
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入											0,000
⑲ 上記以外のサービス事業の収入											0,000
合計											図欄「① 売上(収入)金額」

本分類表には、これらの事業別内訳の「分類番号」及び「サービスの種類」が掲載されています。

(2) 調査票第2面「17 建設、サービス収入の内訳」(一部抜粋)

順位	分類番号	建設、サービスの種類	売上(収入)金額										
			十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
第1位	10-03	医療サービス(外来(歯科を除く)) (公的医療保険適用)									7000		0,000
第2位	10-01	医療サービス(入院)(公的医療保険適用)									2000		0,000
第3位	10-02	医療サービス(入院)(公的医療保険適用外)									1000		0,000
第4位	10-07	保健予防活動サービス									500		0,000
第5位	07-07	住宅賃貸サービス(1か月以上)									200		0,000

記入上の注意

○ 本分類表に掲載している「サービスの種類」については、上記(1)の で囲まれている事業別内訳については幅広く掲載していますが、 で囲まれている事業別内訳については一部に限定して掲載しています。

- 2～3ページに掲載した「分類番号」の上2桁は、事業別内訳の番号「⑦、⑩、⑱、⑲」に対応しています。
- なお、「寄付金、補助金、運営費交付金等」については、特定の事業別内訳に限定されないため、「分類番号」の上2桁を便宜「20」とし、4ページに掲載しています。

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「9 企業全体の事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
不動産サービス		
不動産賃貸サービス		
住宅賃貸サービス（1か月以上）	07-07	住宅賃貸サービス ※旅館業法の許可を受けていない下宿サービスを含みます。 【内容例示】
住宅賃貸サービス（1か月未満）	07-08	× 下宿サービス（旅館業法の許可を受けているもの）⇒【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「④宿泊事業の収入」に該当
非住宅用建物賃貸サービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く）	07-09	非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス。収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く。 【内容例示】 ○ 事務所、店舗用建物賃貸 ○ 物流施設賃貸 × 会議室賃貸 ⇒【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑦不動産事業の収入」に該当 × 劇場式ホール提供 ⇒【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス業、娯楽事業の収入」に該当 × スポーツ施設提供 ⇒【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス業、娯楽事業の収入」に該当 × 集会場、多目的ホール提供 ⇒【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑰上記以外のサービス事業の収入」に該当
屋外広告スペース提供サービス	07-20	屋外の広告スペース（看板、横断幕、電柱、アドバルーンなど）を提供するサービス 【内容例示】 ○ デジタルサイネージ、ポスター等の掲示場所の提供 ○ チラシの設置場所の提供 ○ アドカー、アドサイクル、広告用飛行船 × 駅、鉄道車両、バス停、バス、港、船舶、空港、航空機などの広告スペースの提供 ⇒【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑳運輸、郵便事業の収入」に該当
医療サービス		
医療サービス（入院）（公的医療保険適用）	10-01	病院、診療所などが入院患者に対して行う公的医療保険適用の医療サービス
医療サービス（入院）（公的医療保険適用外）	10-02	病院、診療所などが入院患者に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス
医療サービス（外来（歯科を除く））（公的医療保険適用）	10-03	病院、診療所などが外来患者（歯科を除く。）に対して行う公的医療保険適用の医療サービス ※精神保健福祉センターなどの健康相談施設が提供する医療サービスを含みます。
医療サービス（外来（歯科を除く））（公的医療保険適用外）	10-04	病院、診療所などが外来患者（歯科を除く。）に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス ※臨床心理士などの医師以外の者が行う健康相談サービスを含みます。
医療サービス（外来（歯科））（公的医療保険適用）	10-05	病院、診療所などが外来患者（歯科に限る。）に対して行う公的医療保険適用の医療サービス
医療サービス（外来（歯科））（公的医療保険適用外）	10-06	病院、診療所などが外来患者（歯科に限る。）に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス
保健予防活動サービス	10-07	病院、診療所などが行う各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等の保健予防サービス
助産サービス	10-08	助産師が妊婦等に対して助産又は保健指導を行うサービス 【内容例示】 × 病院及び診療所における正常分娩又は妊婦検診を行うサービス ⇒「10-02 医療サービス（入院）（公的医療保険適用外）」又は「10-04 医療サービス（外来（歯科を除く））（公的医療保険適用外）」 × 病院及び診療所における妊産婦保健指導を行うサービス ⇒「10-07 保健予防活動サービス」
訪問看護サービス（公的医療保険適用）	10-09	看護師などが療養を受ける状態にある者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助（公的医療保険適用）を提供するサービス
訪問看護サービス（公的医療保険適用外）	10-10	看護師などが療養を受ける状態にある者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助（公的医療保険適用外）を提供するサービス

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「9 企業全体の事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
療術サービス（公的医療保険適用）	10-11	あん摩・マッサージ・指圧・鍼・灸・柔道整復サービスのうち、公的医療保険の適用されるもの
療術サービス（公的医療保険適用外）	10-12	あん摩・マッサージ・指圧・鍼・灸・柔道整復・温泉療法・催眠療法・視力回復・カイロプラクティックサービスのうち、公的医療保険の適用されないもの
医療附帯サービス	10-13	歯科技工、臓器等バンク、検体検査、医療用器材の滅菌サービス等の医療に附帯するサービス
保健衛生サービス		
保健衛生サービス	10-14	水質検査（環境計量証明サービスに含まれるものを除く。）、物品消毒、電話機消毒、動物愛護センターにおける動物保護などの保健衛生サービス 【内容例示】 × 検体検査サービス ⇒ 「10-13 医療附帯サービス」 × 寝具消毒・乾燥サービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 × 環境計量証明サービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑯学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当
社会保険事業サービス		
社会保険事業サービス	10-15	社会保険事業団体の掛金収入など
社会福祉・介護サービス		
児童福祉サービス		
保育サービス	10-16	保育所などが乳児又は幼児を保育するサービス ※保育所が提供する給食サービスや施設提供サービスを含みます。 【内容例示】 ○ 保育所・地域型保育事業・保育所型認定こども園・地方裁量型認定こども園・認可外保育施設 × 幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑯教育、学習支援事業の収入」に該当
その他の児童福祉サービス	10-17	放課後児童クラブ・放課後子ども教室、障害児向けなどのその他の児童福祉サービス 【内容例示】 × 放課後児童健全育成事業、学校・家庭・地域連携協力推進事業等の補助金対象外放課後児童クラブ ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑯教育、学習支援事業の収入」に該当
介護サービス		
介護サービス（公的介護保険適用）	10-18	公的介護保険が適用される介護サービス 【内容例示】 × 福祉用具のレンタル ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑯物品賃貸事業の収入」に該当
介護サービス（公的介護保険適用外）	10-19	公的介護保険が適用されない介護サービス 【内容例示】 × 福祉用具のレンタル ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑯物品賃貸事業の収入」に該当 × 家庭に対する掃除・洗濯・料理などを提供するサービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス業、娯楽事業の収入」に該当
その他の社会福祉サービス	10-20	障害者向けなどのその他の社会福祉サービス 【内容例示】 ○ 社会福祉協議会・共同募金会・善意銀行などが行う社会福祉サービス ○ 社会福祉施設による宿泊サービス
技術サービス		
食料品検査サービス	18-50	食料品検査サービス 【内容例示】 ○ 食品衛生法に基づく食品検査 ⇒ 第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑯医療、福祉事業の収入」に該当 ○ 上記以外の食品検査 ⇒ 第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑯学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「9 企業全体の事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
各種団体・組合における賦課金・会費収入		
各種団体・組合における賦課金・会費収入	19-31	各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス【内容例示】 ○ 協同組合の組合員に対する賦課金 ○ 入会金、会費（会員に対し一切の情報提供を行っていない場合は「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」に該当する。） × 寄付金、補助金、運営費交付金 ⇒ 「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」 × 観光協会の会費 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑫運輸、郵便事業の収入」に該当

以下の「分類番号」は、特定の事業別内訳に限定されないため、上2桁を便宜「20」としています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
寄付金、補助金、運営費交付金等		
寄付金、補助金、運営費交付金等	20-03	寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入

ホームページのご案内・お問合せ先

〈令和3年経済センサス-活動調査 実施事務局〉

- ホームページにも『分類表（PDF）』を掲載しています。

経済センサス 実施事務局 調査関係書類

検索

URL：<https://www.e-census.go.jp/documents/>

※（6）分類表（医療、福祉）をご覧ください。

- 分類表に関するお問合せ先

【フリーダイヤル】 **0120-565-503**（通話無料）

IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合

045-522-2426

受付時間 午前9時～午後6時（平日）

※お問合せの際は、電話番号をお確かめの上、おかけ間違いのないようお願いいたします。

タブレット
スマートフォンなどは
こちらから

